

不利益処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 建築住宅課

法令名	宅地建物取引業法	法令の番号	昭和27年6月10日 法律第176号				
不利益処分の種類	宅地建物取引業者の免許の取消し	根拠条項	第66条第1項第6号～第9号、第2項、				
処分基準	<p>国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該免許を取り消さなければならない。（宅地建物取引業法第66条第1項）</p> <p>[各号の概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 免許後1年以内に事業を開始しなかったとき 2 引き続き1年以上事業を休止したとき 3 廃業等が判明したとき 4 不正の手段により免許を受けたとき 5 業務停止処分事由に該当し、情状が特に重いとき、又は業務停止の処分に違反したとき 						
	<p>国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が第3条の2第1項の規定により付された条件に違反したときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことができる。（宅地建物取引業法第66条第2項）</p>						
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	建築住宅課	交付機関	建築住宅課	目次	2 NO